

官報

号外 昭和三十六年四月二十九日

第三十八回 衆議院會議録 第三十六号

昭和三十六年四月二十九日(土曜日)

議事日程 第二十九号

昭和三十六年四月二十九日

午後一時開議

第一 農業基本法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 農業基本法案(内閣提出)

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院回付)

午後一時四十五分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。(拍手)

日程第一 農業基本法案(内閣提出)

出

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、農業基本法案を議題といたします。(拍手)

農業基本法案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

農業基本法

目次

前文

第一章 總則(第一条—第七条)

第二章 農業生産(第八条—第十四条)

条

第三章 農産物等の価格及び流通

(第十二条—第十四条)

第四章 農業構造の改善等(第十五条—第二十二條)

第五章 農業行政機関及び農業団体(第二十三条—第二十四条)

第六章 農政審議会(第二十五条—第三十条)

附則

わが国の農業は、長い歴史の試練を受けながら、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また、農業従事者は、このような農業のにない手として、幾多の困苦に堪えつつ、その務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。

われらは、このような農業及び農業従事者の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設にとつてきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、近時、経済の著しい発展に伴つて農業と他産業との間において生産性及び従事者の生活水準の格差が拡大しつつある。他方、農産物の消費構造にも変化が生じ、また、他産業への労働力の移動の現象が見られる。

このような事態に対処して、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意志と創意工夫を尊重しつつ、農業の近代化と合理化を図つて、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにするには、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、公共の福祉を念慮するわれら国民の責務に属するものである。

ここに、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 總則

(国の農業に関する政策の目標)

第一条 国の農業に関する政策の目標は、農業及び農業従事者が産業、経済及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができることを旨として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする。

(国の施策)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたる、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国産農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大を図ること。

二 土地及び水の農業上の有効利用及び開発並びに農業技術の向上によつて農業の生産性の向上

及び農業総生産の増大を図ること。

三 農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化(以下「農業構造の改善」と総称する。)を図ること。

四 農産物の流通の合理化、加工の増進及び需要の増進を図ること。

五 農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正するように農産物の価格の安定及び農業所得の確保を図ること。

六 農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること。

七 近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようにすること。

八 農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること。

2 前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第四条 政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、第二条第一項の施策を講ずるにあつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

(農業従事者等の努力の助長)

第五条 国及び地方公共団体は、第二条第一項又は第三条の施策を講ずるにあつては、農業従事者又は農業に關する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

(農業の動向に関する年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならない。

2 前項の報告には、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向並びにこれらについての政府の見解が含まれていなければならない。

3 第一項の報告の基礎となる統計の利用及び前項の政府の所見については、農政審議会の意見をきかなければならない。

(施策を明らかにした文書の提出)

第七条 政府は、毎年、国会に、前条第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

第二章 農業生産

(需要及び生産の長期見通し)

第八条 政府は、重要な農産物につき、需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。この場合において、生産の長期見通しについては、必要に応じて、主要な生産地域についてもたてるものとする。

2 政府は、需給事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、前項の長期見通しを改定するものとする。

3 政府は、第一項の長期見通しをたて、又はこれを改定するには、農政審議会の意見をきかなければならない。

(農業生産に関する施策)

第九条 国は、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図るため、前条第一項の長期見通しを参照して、農業生産の基盤の整備及び開発、農業技術の高度化、資本設備の増大、農業生産の調整等必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害に関する施策)

第十条 国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 農産物等の価格及び流通

(農産物の価格の安定)

第十一条 国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正する施策の重要な一環として、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を

考慮して、その価格の安定を図るため必要な施策を講ずるものとする。

2 政府は、定期的に、前項の施策につき、その実施の結果を農業生産の選択的拡大、農業所得の確保、農産物の流通の合理化、農産物の需要の増進、国民消費生活の安定等の見地から総合的に検討し、その結果を公表しなければならない。

(農産物の流通の合理化等)

第十二条 国は、需要の高度化及び農業経営の近代化を考慮して農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化を図るため、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下第十七条までにおいて「農業協同組合」と総称する。)が行なり販売、購買等の事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興、農業協同組合が出資者等となつている農産物の加工又は農業資材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

(輸入に係る農産物との関係の調整)

第十三条 国は、農産物(加工農産物を含む。以下同じ。)につき、輸入に係る農産物に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、農産物の輸入によつてこれと競争関係にある農産物の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、その生産に重大な支障を与え又は与えるおそれがある場合において、その農産物につき、第十一条第一項の施策をもつてしてもその事態を克服することが困難であると認められるとき又は緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の輸出の振興)

第十四条 国は、農産物の輸出を振興するため、輸出に係る農産物の競争力を強化するとともに、輸出取引の秩序の確立、市場調査の充実、普及宣伝の強化等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 農業構造の改善等

(家族農業経営の発展と自立経営の育成)

第十五条 国は、家族農業経営を近代化してその健全な発展を図ると

ともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営(正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能力を発揮しながらは完全な就業率を達成しなされる)に就業することができ、規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことが可能なものをいう。以下同じ。)になるように育成するため必要な施策を講ずるものとする。

(相続の場合の農業経営の細分化の防止)

第十六条 国は、自立経営たる又はこれにならうとする家族農業経営等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあつて従前の農業経営をなるべく共同相続人の一人が引き継いで担当することができるように必要な施策を講ずるものとする。

(協業の助長)

第十七条 国は、家族農業経営の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保等に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、農業協同組合が行なう共同利用施設の設置及び農作業の共同化の事業の発達改善等必要な施策

を講ずるとともに、農業従事者が農地についての権利又は労力を提供し合い、協同して農業を営むことができるように農業従事者の協同組織の整備、農地についての権利の取得の円滑化等必要な施策を講ずるものとする。

(農地についての権利の設定又は移転の円滑化)

第十八条 国は、農地についての権利の設定又は移転が農業構造の改善に資することとなるように、農業協同組合が農地の貸付け又は売渡しに係る信託を引き受けることができるようにするとともに、その信託に係る事業の円滑化を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(教育の事業の充実等)

第十九条 国は、近代的な農業経営を担当するにふさわしい者の養成及び確保並びに農業経営の近代化及び農業従事者の生活改善を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の増大)

第二十条 国は、家族農業経営に係る家計の安定に資するとともに農

業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようにするため、教育、職業訓練及び職業紹介の事業の充実、農村地方における工業等の振興、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(農業構造改善事業の助成等)

第二十一条 国は、農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に関し必要な事業が総合的に行なわれるように指導、助成を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

(農業構造の改善と林業)

第二十二条 国は、農業構造の改善に係る施策を講ずるにあつては、農業を営む者があわせて営む林業につき必要な考慮を払ふようにするものとする。

第五章 農業行政機関及び農業団体

(農業行政に関する組織の整備及び運営の改善)

第二十三条 国及び地方公共団体は、第二条第一項又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(農業団体の整備)

第二十四条 国は、農業の発展及び農業従事者の地位の向上を図ることができるよう農業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第六章 農政審議会

(設置)

第二十五条 総理府に、附属機関として、農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第二十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項

に關し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十七条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

昭和三十六年四月二十九日衆議院會議録第三十六号 農業基本法案

(資料の提出等の要求)

第二十八條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第二十九條 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

(委任規定)

第三十條 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

産業災害防止対策審議会	内閣總理大臣の諮問に應じて産業災害防止対策に關する重要事項を調査審議すること。
農政審議会	農業基本法(昭和三十六年法律第...号)の規定によりその権限に關せしめられた事項を行なうこと。

産業災害防止対策審議会

内閣總理大臣の諮問に應じて産業災害防止対策に關する重要事項を調査審議すること。

に改める。

理由

農業がわが国の經濟及び社會において果たすべき重要な使命にかんがみ、最近における農業及びこれを取りまく條件の変化に應じて農業の発展と農業従事者の地位の向上を図るため、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に關する政策の目

標を示す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員會議事小山長規君。(拍手)

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔小山長規君登壇〕

○小山長規君 ただいま議題となりました、内閣提出、農業基本法案について、農林水産委員会における審査の概要をきわめて簡単に御報告申し上げます。

本案は、わが農業が、内外の変転する諸情勢のもとに、いわゆる曲がりかどに差しかかっているという事情を背景とし、成長經濟に即應して、他産業におくれをとらないよう生産性の向上を期するとともに、農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるよう諸般の政策を強力に展開すべく、国の農業に關する政策の目標を設定することを目的として提出せられた、いわば農業の憲章とも称すべきものであります。

本案とはほぼ時を同じういたしました、日本社会党からも同名の法律案が提出せられましたので、二月二十三日、本會議においてそれぞれ趣旨の説明を聞き、また、質疑を行ないました後、委員会といたしましても、本案がわが農業の将来を左右する重要法案である事実にかんがみ、その審議にあつては、しばしば池田總理の御出席をもわずらわし、前後十二回の委員会を開催するとともに、中央、地方にお

いて公聴会または調査会を開いて五十数名に達する學識経験者の意見を聴取する等、きわめて慎重を期し、二カ月有半にわたり異常な努力を傾注して参つたのであります。この間要しました審議時間は、公聴会を含み六十数時間に上つております。

よつて、四月二十七日、藤田委員の動議により質疑を打ち切り、引き続き採決を行ないましたところ、本案はこれを多數をもつて可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告がございます。順次これを許します。玉置一徳君。(拍手)

〔玉置一徳君登壇〕

○玉置一徳君 私は、民主社会党を代表いたします、政府提案にかかる農業基本法案に對し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

御承知の通り、近年のわが国工業界の異常な成長ぶりは、内部に幾多の問題をはらんでおるとは申しながら、一応目ざましい勢いでありました。しかしながら、これに伴ひまして、都市労働者と農業従事者との所得格差、都市と農村の生活水準の差はますます拡大さ

れ、年々四十万人に上る農業人口の減少を見つある現状であります。このまま推移せんか、わが国農業の前途はまことに暗たんたるものがあるものであります。ここにおいてか、政府は、わが国農業の近代化を推進し、その生産性を高めて、ますます増大する農業従事者と他産業の従事者との所得格差をなくし、都市と農村の生活水準を均衡せしめるために、日本農民の期待のうちに、二カ年にわたる基本問題調査会の審議を経て、さらに、その上に自民党農林漁業基本政策調査会で仕上げをされ、本年二月下旬、本国会に提案を見たのであります。

なるほど、本法案は、前文において、國民經濟の中で果たして参りました日本農業の歴史的な役割、その使命をうたい、農業と他産業との格差の是正、生活水準の均衡をはかる上に必要な農業の近代化、農業基盤の整備、農業構造の近代化等、必要な施策を講ずることを約束し、これが予算の計上を政府に義務づける等、いわゆることを事実でありまして、その意味におきまして、これが労作に努力された数々の方々には敬意を表するにやぶさかではございません。

しかしながら、冒頭にも述べました通り、本基本法が、現在でも工業従事者に対し、すでに三対一の所得格差を有し、さらに年々拡大する成長率にひけ目を持つておる日本農業をして、まず、年々の成長率で工業部面に追いつき、その上、現在の格差を埋めて、文字通りその他の産業の生活水準と均衡させることは、難事中の難事で、並み大ていなことではなく、よほどの覚悟と決意がなければなりません。それは、工業界の成長と発展におんぶして

てくる危険を感じるのには当然でありましよう。さらに、この思想が、構造改善の章で特に家族経営の発展に力を入れ、協業化の助長という難解な新語の発明につながるものであります。

政府は、すでに全国各地の農業先進地にはうはいとして芽ばえつつある篤農青年による農業法人、農業共同化等の自然発生的な農業の新しい息吹に故意に目をおおわんとしているといわざるを得ないのであります。このことは、最近の工業の成長に伴う農家人口の年々の著しい減少に注目し、この際、日本農業の、世界に類例を見ない就業人口の過大を直そうとする意図であることはわかりますけれども、統計によりますと、年々農業人口は四十万に上る減少は示しておりますものの、その割合に、農家戸数は微々たる減少を示すのみであります。十年先、二十年先の将来はいざ知らず、当分の間、政府のいう二町五反歩標準自立経営農家の育成はおろか、二町歩、一町五反歩の農家の育成すら、なかなか容易なわざではありません。少なくとも、ここ当分の間は、政府のいう標準自立経営農家の育成は、現実的にははなはだ困難であつて、当面の日本農業を根本的に解決して近代化しようとする農業

基本法としては、その最も重要な部分において完全にデッド・ロックに乗り上げるおそれがあるわけでありまう。また、たとえ近い将来にそのことを解決し得たと仮定いたしましても、そのことは、政府は六百万農家の二割を育成し、自余の兼業農家を初めとする零細農家の離農を期待していることとなり、これを、世間では、農民六割切り捨て、あるいは首切り論と、あしざまに酷評するのだと思われまう。かく申しましても、私たち民社党は、農村の現実と農民感情を無視して、今直ちに農民に共同化をしいたり、あるいは所有権の共同化を強制しようとするものではないと断言します。(拍手)私たちは、専業農家が自立経営の規模にまで達し得るよう育成され強化されることを望みながら、資本主義社会における大規模経営の優位性、すなわち、労働生産性の向上確立のため、自立経営にまで到達している農家も、それにまで達していない、いわゆる中農あるいは零細農家及び兼業農家をも含めて、一部共同から入って漸次高度の共同にまで推し進めていくことによって、経営単位の拡大と生産性の向上をねらうといふのであり、このことは、必然的に農家の意識を高め、家族関係の近代化

を含む地域社会の民主化にも作用していき、自然に日本農業の近代化を促進し、社会化の基礎条件を整備するのであつて、所得の向上と生活水準の均衡に到達する最も近道と信ずるものであります。

政府案が、自立経営農家育成に目をとられて、少なくとも、ここ十年間は、まず大きな変化なしで存続するであらう農家の入割以上に及ぶ兼業農家、零細農家に対する施策を十分に盛り込んでいない点は、本法案の重大なる欠陥であつて、全国の農民が、ことに農村青年諸君が、基本法の国会提案以来、不必要な不安にかられているのも、このゆえんであります。政府が、真に日本農業を近代化し、その目的にいうごとく、農家の所得を向上して、すみやかに生活水準の均衡をはからんとする覚悟があるのなら、まず、日本農業近代化の第一前提である農業基盤の整備を国の責任をもつて完遂しなければならぬのであります。

すなわち、私たち民社党の農業基本法の提案に際し、天田勝正参議院議員が提案理由にも申し述べました通り、日本の産業界の発展、ことに、近年隆々たる成長を示しています工業は、明治の当初、官営工場から始まり、政

府の厚い庇護を受けて成長し、民間に払い下げられ、その後、今日に至るまで非常な援助のもとに成長して参りましたもので、いずれも明治政府の地主に対する地租、それはまた、世界に類例のない小作料となつて、農民を搾取して今日に至つたのであります。先般、九州博多における公聴会の自民党推薦の公述人からも要望がありました。が、ここ最近五カ年間で、重要産業に与えられた政府の援助だけでも二千数百億円に及んでいる、と述べております。農民には、やみ米百円のときに三十円のマル公で供出させ、国民食糧を確保してきたのであります。ここまで立ちおくれました日本農業の責任は問いませんが、この旧態依然たる日本農業を、一挙に近代農業に転換して、大型トラクターのごとき近代機械と近代技術を導入してその生産性を高めるのは、何をおいても、その圃場を大規模化する区画整理に伴う大規模な基盤整備をしなければなりません。しかも、これは、現在実施されているような補助率であつたり、規模であるようなことでは、日本農業の近代化は木に

よつて魚を求めようよりもより困難なことだと云えましよう。本国会提出の建設予算において、二兆数千億に上る道

昭和三十六年四月二十九日衆議院会議録第三十六号 農業基本法案

七二

路五カ年計画予算を計上せられました。自民党政府であります。この点、本日の委員会における審議に明らかにされているところでは全く不十分であり、不満足といわざるを得ません。国の責任において、十カ年計画でもって全国の土地改良の可能地の整備を完遂されるべく、政府の奮起を望んでやまない次第であります。

なお、これに関連いたしまして、林野、開墾、干拓を含めまして、土地造成の積極的な意欲が政府案並びにその答弁に見受けられないのであります。が、年々住宅地、工場用地に減少をしていく日本農業の農地を考えると、政府の積極的な施策を望んでやまない次第であります。かくして、初めて、近代農業も可能であり、土地の集団化も、交換分合も可能となるばかりでなく、数町歩に及ぶ大圃場の上に、自立経営農家も、しからざる専業農家、兼業農家も、経営単位を拡大し得て、協業も共同もひとりで行なわれ、それぞれが所得の向上を期し得るとともに、農村の老人、婦人の労働も軽減することができるとであります。

次に、政府案におきましては、従来の米麦作中心の日本農業を転換して、需要の比較的增长を見込まれる成長財

たる果樹や酪農生産に切り変えようというのであります。いわゆる選択的拡大生産という新語を造成されたのであります。また、このために長期にわたる需給の見通しを公表するというのであります。先般の地方公聴会の公述人の陳述に見ましても、何らの計画性のない選択的拡大については、一般農民も過剰生産の混乱という不安を感じており、これは、どの辺で価格を支持するのか明らかでない価格政策の不確かさとおわせて、豊作貧乏に対する何らの補償もないのと相俟いまして、はたしてこのままで農民が政府のいう選択的拡大についてくるかどうか、はなはだ疑わしいといわざるを得ないのであります。

私たち民社党といたしましては、主要なる成長農産物については、予価制度を設ける等の支持価格政策を明らかにし、作付、出荷等、生産、流通についても、地方の特殊性に応じて、地方公共団体や農民団体の協力を得て、これに計画性を持たせ、市場にこれらの団体を参画せしめる等によりまして生産費の補償をなし得るべく措置することにより、生産の向上を期さねばならないと思っております。

次に、農業近代化についてであります。が、大型の機械を導入し、新時代の技術を取り入れるにいたしまして、莫大な金額を要するほか、果樹、酪農に転換するにも、その資金の調達に容易なことではありません。政府は思い切って財政投融資をする決意が要るわけでありまして、これが利子についても、政府の考えているがごとく、国一分、地方自治体一分、計二分の利子補給によつて、七分五厘程度、十カ年間の融資を、農協系統資金三百億円を動員してこれに充てようというがごとく

を言い得るのであります。二町五反歩が自立農家の標準だと設定する政府といたしましては、一反歩にも満たない三十万円限度の金融では、全くお話にもならない金額といふべきであります。この点、前段の近代化資金と同様の条件で、その貸付限度も、少なくとも二百万ないし三百万程度必要とするのであります。これについても、金融制度の強化拡充と、土地価格高騰防止の思い切った政府の措置を要するものであります。

は、全く安上がり農政といわざるを得ないのであります。このことにつきましては、公聴会における自民党推薦の公述人のことごとくが口をそろえて不満を陳述されているのであります。年成長率二分九厘しか見込み得ない農業に対し、全く採算に合わない投資であつて、この点は、全国農民の名において、政府に対し、心より反省を求めたいと思つて、すなわち、中小企業に対する五カ年間無利子金融の制度も各国の例を見ましても、おおむね三分五厘以下、償還期限も三十年ないし五十年程度が通例であります。自作農創設維持資金についても全く同様のこと

最後に、僻地対策であります。これは離農対策についても、この点、政府案はまことに不徹底で、不満足之意を表明せざるを得ません。僻地につきましては、他のいかなる施策よりも困難なものであります。この点、政府案は明確を欠いておるものであります。けれども、よほどの強力な施策を決意しなければ、この基本法は全く僻地には縁のないものになる可能性も考えられるのであります。離農対策にいたしましては、生活保障、雇用の保障、あるいは最低賃金制等、社会福祉の完備と相俟つて、これが施策の遺憾なきを期せられたいのであります。

以上、要するに、二月下旬国会に提案されました政府提案にかかる農業基本法は、旧態依然たる日本農業を近代化してその生産性を高め、飛躍的な発展を企図する日本農政史上画期的な重要法案でありまして、日本の農民は、ひとしく、国会におけるその審議、その成立を見守つておるのであります。以上申し述べました通り、政府案には不明確、不十分な点が少なからず、遺憾ながら、私たち民社党は、この法案に反対せざるを得ないのであります。(拍手)このことは、宣言立法である本法案の性格上、関連法案の制定を待つて初めて実効ありというので、これら法案の一日も早く制定せられることを要望される声も数多いのでありますけれども、私たち民社党といたしましては、これが日本農政の将来を卜する日本農政の憲法であるがゆえに、ある意味では、党派を越えて、真に日本農民の農業基本法となり、日本農村の繁栄にそのままつながるものでありますことを、本基本法制定の時期をとらえて十分に政府の真意をたたし、誤れるものは改めさせ、しかる上に、なるべくすみやかに本案の成立を期し、六百万農民の要望にこたえたいと努力を重ねてきたのであります。一昨日来の国会の審議の経過は、この歴史的な法案の審議には全くふさわし

政府提出農業基本法案は、その前文に示されている通り、わが国農業に対

務総長より報告いたさせます。

昭和三十六年四月二十九日 衆議院會議録第三十六号 農業基本法案 地方税法の一部を改正する法律案(参議院回付)

投票総数 二百三十三

可とする者(白票) 二百二十一

〔拍手〕

否とする者(青票)

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、農業基本法案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

農業基本法案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 安藤 覺君
相川 勝六君 逢澤 寛君
赤澤 正道君 秋田 大助君
天野 公義君 綾部健太郎君
荒木萬壽夫君 荒松清十郎君
有田 喜一君 有馬 英治君
井出一太郎君 井原 岸高君
井村 重雄君 伊藤 五郎君
伊藤宗一郎君 伊藤 幟君
伊能繁次郎君 飯塚 定輔君
生田 宏一君 池田 清志君
池田 勇人君 池田正之輔君
石田 博英君 一萬田尚登君
今松 治郎君 宇田 國榮君
宇野 宗佑君 植木庚子郎君
白井 莊一君 内海 安吉君
浦野 幸男君 遠藤 三郎君
小笠 公昭君 小川 半次君

小川 平二君 小沢 辰男君
小澤佐重喜君 小澤 太郎君
尾関 義一君 大石 武一君
大上 司君 大久保武雄君
大倉 三郎君 大沢 雄一君
大高 康君 大竹 作麿君
大野 市郎君 大橋 武夫君
大平 正芳君 大村 清一君
大森 玉木君 岡崎 英城君
岡田 修一君 岡本 茂君
加藤 高藏君 加藤常太郎君
賀屋 興宜君 金子 一平君
金子 岩三君 金丸 信君
上林山榮吉君 神田 博君
龜岡 高夫君 唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君 川村善八郎君
菅 太郎君 菅野和太郎君
木村 公平君 木村 俊夫君
木村 守江君 岸 信介君
岸本 義廣君 北澤 直吉君
久野 忠治君 久保田円次君
久保田藤磨君 倉石 忠雄君
藏内 修治君 黒金 泰美君
小枝 一雄君 小金 義照君
小坂善太郎君 小島 徹三君
小平 久雄君 小山 長規君
綿綱 彌三君 佐々木秀世君
佐々木義武君 佐藤 榮作君
佐藤虎次郎君 佐藤洋之助君

坂田 英一君 坂田 道太君
櫻内 義雄君 笹本 一雄君
薩摩 雄次君 志賀健次郎君
始関 伊平君 椎熊 三郎君
椎名悦三郎君 篠田 弘作君
藍谷 直藏君 島村 一郎君
首藤 新八君 正示啓次郎君
白濱 仁吉君 周東 英雄君
壽原 正一君 鈴木 正吾君
鈴木 仙八君 鈴木 善幸君
瀬戸山三男君 田口長治郎君
田澤 吉郎君 田中伊三次君
田中 榮一君 田中 彰治君
田中 龍夫君 田中 正巳君
田邊 國男君 田村 元君
高田 富與君 高橋 英吉君
高橋清一郎君 高橋 等君
竹内 俊吉君 竹下 登君
竹山祐太郎君 谷垣 專一君
千葉 三郎君 中馬 辰猪君
津雲 國利君 津島 文治君
塚田十一郎君 塚原 俊郎君
網島 正興君 寺島隆太郎君
渡海元三郎君 床次 徳二君
富田 健治君 内藤 隆君
中垣 國男君 中會根康弘君
中野 四郎君 中村 梅吉君
中村 幸八君 中村庸一郎君
中山 榮一君 中山 マサ君

永田 亮一君 永山 忠則君
楠橋 渡君 南條 徳男君
二階堂 進君 丹羽喬四郎君
西村 英一君 西村 直己君
野田 卯一君 野田 武夫君
野原 正勝君 羽田武嗣郎君
橋本 龍伍君 長谷川四郎君
長谷川 峻君 八田 貞義君
濱田 幸雄君 濱田 正信君
濱地 文平君 濱野 清吾君
原 健三郎君 廣瀬 正雄君
福田 赴夫君 福田 一君
福永 一臣君 福永 健司君
藤井 勝志君 藤枝 泉介君
藤田 義光君 藤原 節夫君
藤本 捨助君 藤山愛一郎君
古井 喜實君 古川 丈吉君
保科善四郎君 保利 茂君
坊 秀男君 細田 義安君
細田 吉藏君 堀内 一雄君
本名 武君 前尾繁三郎君
前田 正男君 前田 義雄君
牧野 寛索君 益谷 秀次君
増田甲子七君 松浦周太郎君
松浦 東介君 松野 頼三君
松村 謙三君 松本 一郎君
松本 俊一君 松山千恵子君
三木 武夫君 三和 精一君

水田三喜男君 毛利 松平君
森田重次郎君 森山 欽司君
保岡 武久君 山口 好一君
山口六郎次君 山崎 巖君
山村新治郎君 吉田 重延君
米田 吉盛君 米山 恒治君
渡邊 良夫君

否とする議員の氏名
井堀 繁雄君 稻富 稜人君
受田 新吉君 内海 清君
佐々木良作君 鈴木 義男君
田中幾三郎君 玉置 一徳君
西尾 末廣君 西村 榮一君
門司 亮君 本島百合子君

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) なお、お諮りいたしますことがございます。

参議院から、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

地方税法の一部を改正する法律案の
参議院回付案を議題といたします。

地方税法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付
する。

昭和三十六年四月二十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

(修正に係る条文を掲げ、
小字及び「」は修正)

第二十三条を次のように改める。

(道府県民税に関する用語の意義)

第二十三条、道府県民税について、

次の各号に掲げる用語の意義は、

それぞれ当該各号に定めるところ

による。

一 均等割 均等の額によつて課

する道府県民税をいう。

二 所得割 所得によつて課する

道府県民税をいう。

三 法人税割 法人税額を課税標

準として課する道府県民税をい

う。

四 法人税額 法人税法その他の

法人税に関する法令の規定によ

つて計算した法人税額で法人税
法第十条及び第十二条の三の規

定による控除前のものをいい、

同法第四十二条第一項の規定に

よつてあわせて納付しなければ

ならない利子税額、同条第六項

の規定によつてあわせて徴収さ

れる利子税額、同法第四十三条

第一項の規定によつて徴収され

る過少申告加算税額、同条第二

項の規定によつて徴収される無

申告加算税額及び同法第四十三

条の二第一項又は第二項の規定

によつて徴収される重加算税額

並びに国税徴収法第四十六条第

一項の規定によつて徴収される

延滞加算税額を含まないものと

する。

五 給与所得 所得税法第九条第

一項第五号に規定する給与所得

(同条第二項において給与所得

とみなされるものを含む。)をい

う。

六 扶養親族 道府県民税の納税

義務者と生計を一にする配偶者

その他の親族で、当該年度の初日

の属する年の前年(以下本節に

おいて「前年」という。)の合計所

得金額が五万円以下であるもの

をいう。この場合において、扶
養親族と生計を一にする納税義

務者が二人以上あるときは、政

令の定めるところによつて、い

ずれか一人の納税義務者の扶養

親族であるものとする。

七 障害者 心神喪失の常況にあ

る者及び失明者その他の身体障

害者で政令で定めるものをい

う。

八 老年者 所得税法第八条第五

項に規定する老年者をいう。

九 寡婦 女子で、離婚し、若し

くはその配偶者が死亡した後、

婚姻をしていないもの又は夫の

生死が明らかでない者で政令で

定めるもののうち、扶養親族を

有し、かつ、老年者でないもの

をいう。

十 合計所得金額 第三十二条第

七項及び第四項の規定による控

除前の同条第一項の総所得金

額、退職所得の金額及び山林所

得の金額の合計額をいう。

2 道府県民税について所得税法そ

の他の所得税に関する法令を引用

する場合においては、これらの法

令は、前年の所得について適用さ

れたものをいうものとする。

第三十二条から第三十七条までを
次のように改める。

(所得割の課税標準)

第三十二条 所得割の課税標準は、

前年の所得について算定した総所

得金額、退職所得の金額又は山林

所得の金額による。

2 前項の総所得金額、退職所得の

金額又は山林所得の金額は、この

法律又はこれに基づく政令で特別

の定めをする場合を除くほか、そ

れぞれ所得税法その他の所得税に

関する法令の規定(所得税法第十

七条の規定を除く。)による所得税

法第九条第一項の総所得金額、退

職所得の金額又は山林所得の金額

の計算の例によつて算定するもの

とする。ただし、所得割の納税義

務者が所得税法第十一條の二第二

項に規定する青色事業専従者を有

する場合においては、その者が第

四十五條の二第一項第二号に掲げ

る事項を記載した同項の申告書を

提出した場合に限り、所得税法第

十一條の二第二項の規定による計

算の例によつて当該納税義務者及

び青色事業専従者の総所得金額又

は山林所得の金額を算定するもの

とし、この場合において、同項の
規定による計算の例によつて算定

した同項の青色事業専従者給与額のうち

八万円をこえる部分の金額に

ついては、これを同項の事業に係

る不動産所得、事業所得又は山林

所得の金額の計算上必要な経費に

算入せず、また、当該青色事業専

従者の受ける給与所得の収入金額

に算入しないものとし、所得割の

納税義務者が事業専従者(所得税

法第十一條の二第三項に規定する

事業専従者をいう。以下本項にお

いて同じ。)を有する場合において

は、当該納税義務者及び事業専従

者の総所得金額又は山林所得の金

額の計算については、所得税法第

十一條の二第三項の規定による計

算の例によらないものとする。

3 所得割の納税義務者が所得税法第十一條の

二第二項に規定する青色事業専従者を有する

場合においては、前項の規定にかかわらず、

その者が第四十五條の二第一項第二号に掲げ

る事項を記載した同項の申告書を提出した場

合に限り、所得税法第十一條の二第二項の規

定による計算の例によつて当該納税義務者及

び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得

の金額を算定するものとし、この場合におい

て、同項の規定による計算の例によつて算定

いて「青色専従者給与」という)のうち八万円をこえる部分の金額については、これを同項の事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入せず、また、当該青色専従者の受ける給与所得の収入金額に算入しないものとする。

4 所得割の納税義務者(前項の規定に該当する者を除く)が所得税法第十一條の二第一項に規定する事業を営んでいる場合において、その者と生計を一にする親族(年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除の対象とされた者を除く)でもつばら当該事業に従事するもの(以下本節において「事業専従者」という)があるときは、その者が第四十五條の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、各事業専従者について、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上控除する。

一 一五万円
二 当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額(本項の規定を適用しないで計算した金額とする)を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額
三 前項の規定による控除額(以下本節において「事業専従者控除額」という)に相当する金額は、事業専従者の給与所得の収入金額とみなす。

6 第四項の場合において、同項に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日(前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時の現況によるものとする)。

13⁷ 前項の規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算

定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間に於ける総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上生じた同項^{第二項}の規定により所得税法第九條の三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額は、当該純損失の金額の生じた年に所得税法第二十六條の三(同法第二十九條第四項において準用する場合を含む)の規定による青色申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告書について連続して当該青色申告書を提出している場合において、第四十五條の二第一項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除するものとする。

14⁸ 前項の規定の適用がない場合においても、所得割の納税義務者の前年前三年間の各年における総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額のうち、

当該年に生じた第三十六條に規定する変動所得の計算上の損失の金額若しくは被災たな卸資産の損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額又は当該納税義務者の前年前三年間の各年に生じた純損失の金額(第三十四條第一項第一号に掲げる金額をいう)で前年度以前年度の所得割について控除されなかつた部分の金額は、当該純損失又は純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について第四十五條の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書を提出している場合に限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除するものとする。

15⁹ 前項の「被災たな卸資産の損失の金額」とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害による商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産の損

失の金額(保険金、損害賠償金等により求められた金額を除く)で同項の変動所得の計算上の損失の金額に該当しないものをいう。

16¹⁰ 前項に定めるもののほか、総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の算定について必要な事項は、政令で定める。
(世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等)

第三十三條 生計を一にする次の各号の一に掲げる親族のうち世帯員が資産所得を有する場合において、主たる所得者及び世帯員に課すべき所得割の額は、所得税法第十一條の三第一項の規定の例によつて算定するものとする。この場合においては、同条第二項、第五項、第七項及び第八項の規定を準用する。

一 夫と妻
二 父又は母とその世帯に属する子
三 祖父又は祖母とその世帯に属する孫

2 前項の規定を適用する場合においては、所得税法第十一條の三第三項及び第四項の規定は、第二十三條第一項第六号、次条第一項、

第三十六條及び第三十七條の二第五項の規定の適用について準用する。

(所得控除)

第三十四條 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除するものとする。

一 前年中に震災、風水害、火災その他政令で定める災害又は盗難により資産(商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産を除く)について損失を受け、当該損失額(保険金、損害賠償金等により求められた金額を除く)が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一をこえる所得割の納税義務者 そのこえる金額
二 前年中に自己又はその扶養親族に係る政令で定める医療費又は歯科治療費(保険金、損害賠償金等により求められた金額を除く)を支出し、その支出した

金額が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五をこえる所得割の納税義務者 そのこえる金額（その金額が十五万円をこえる場合においては、十五万円）

三 前年中に自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料（所得税法第八条第八項に規定する社会保険料をいう。）を支払つた、又は給与から控除される所得割の納税義務者 その支払つた、又は給与から控除される金額

四 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険金受取人とする生命保険契約のために生命保険料（保険期間が五年に満たない生命保険契約について支払つた保険料で政令で定めるものを除く。）を支払つた所得割の納税義務者 その支払つた生命保険料の金額（その年中において生命保険契約に基づく剰余金の分配を受け、又は生命保険契約に基づき分配を受ける剰余金をもつて保険料の払込み充てた場合にお

いては、当該剰余金の額を控除した残額とし、その金額が一萬五千円をこえる場合においては、一萬五千円とそのこえる金額（その金額が一萬五千円をこえるときは、一萬五千円）の二分の一の金額との合計額とする。）

五 扶養親族を有する納税義務者 扶養親族の数の区分に応ずる次に掲げる金額

イ 扶養親族が一人の場合 七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）

ロ 扶養親族が一人をこえる場合 イに掲げる金額にそのこえる扶養親族一人ごとに三万円を加算して得た金額

六 所得割の納税義務者 九万円

2 扶養親族と生計を一にする道府県民税の納税義務者が二人以上ある場合において、第二十三条第一項第六号後段の規定によつてこれらの納税義務者と生計を一にする扶養親族の一部を一の納税義務者の扶養親族とし、他の扶養親族を

他の納税義務者の扶養親族としたときは、前項第五号の規定によつて控除すべき金額は、同号に掲げる金額によらず、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、各扶養親族について当該各号に掲げる金額とする。

一 政令で定める第一類位の扶養親族 七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）

二 政令で定める第二類位以下の扶養親族 三万円

3 第一項第五号及び前項の場合において、扶養親族が第三十二条第二項ただし書に規定する青色専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額で第一項第五号又は前項の規定によつてその金額が七万円若しくは五万円又は三万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、これらの金額から当該青色専従者給与額のうちに第三十二条第二項ただし書の規定によつて必要な経費に算入された金額を控除した金額とする。

4 第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定によつて控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第五号及び前二項の規定によつて控除すべき金額を扶養控除額と、第一項第六号の規定によつて控除すべき金額を基礎控除額という。

5 第一項第五号の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時）の現況によるものとする。

6 第一項の規定による控除にあつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次控除するものとする。

7 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除

額又は扶養控除額の控除に関する規定は、第四十五条の二第一項若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によつて記載すべき雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項（以下本項において「控除に関する事項」と総称する。）の記載がない場合又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合においては、適用しない。ただし、第四十五条の二第一項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に控除に関する事項の記載がないこと若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

（所得割の税率）
第三十五条 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、同表の上欄に

掲げる金額の区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を

順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

十万円以下の金額	百分の〇・八
十万円をこえる金額	百分の一・二
二十万円をこえる金額	百分の一・六
五十万円をこえる金額	百分の二・〇
百万円をこえる金額	百分の二・四
百五十万円をこえる金額	百分の二・八
二百五十万円をこえる金額	百分の三・二
四百万円をこえる金額	百分の三・六
六百万円をこえる金額	百分の四・〇
千万円をこえる金額	百分の四・四
二千万円をこえる金額	百分の四・八
三千万円をこえる金額	百分の五・二
五千万円をこえる金額	百分の五・六

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額をいう。

3 道府県は、第一項の標準税率と異なる税率で所得割を課する場合においては、あらかじめ、自治大臣に対してその旨を届け出なければならぬ。

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)

第三十六条 前年において、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得(以下本条において「変動所得」という。)の金額(前年二年内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額が、前年二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一

をこえる場合の変動所得の金額に限る。)及び役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもの(以下本条において「臨時所得」という。)の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合において、自治省令の定めるところによつて、所得割の納税義務者が第三十四条の四の市町村民税に關する申告書とあわせて、当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額その他の必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納税義務者の総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によつて計算した金額によらず、所得税法第十四条の規定の例によつて計算した金額によるものとする。

(簡易税額表)

第三十七条 道府県が、所得割の納税義務者で課税総所得金額(前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額。以下本条において同じ。)、課税退職所得金額又は課税山林所得

金額がそれぞれ百万円以下のものに対して課する所得割の額について、所得税法別表第二及び別表第二の例によつて当該道府県の条例で簡易税額表を定めた場合においては、当該納税義務者の総所得金額(前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額)、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する所得割の額は、前二条の規定によつて計算した金額によらず、その者の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に應じ、当該簡易税額表に定める金額によるものとする。ただし、第三十四条の五に規定する市町村民税に係る簡易税額表を定めていない市町村の長から、当該市町村が当該市町村民税とあわせて賦課徴収する道府県民税の所得割について当該道府県民税の簡易税額表に定める金額によらない旨の申出があつたときは、この限りでない。

2 道府県は、前項に規定する簡易税額表に定められた課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の区分と、第三十四条の五に規定する市町村民税の簡易税額表に定められた課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の区分とが異なる場合において、市町村長から前項に規定する道府県民税の簡易税額表の当該区分を変更するよう申請があつたときは、当該市町村が当該市町村民税とあわせて賦課徴収する道府県民税の所得割について適用すべき簡易税額表を別に定めるものとする。

(税額控除)

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合においては当該障害者一人について、所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においてはそれぞれ当該納税義務者について四百円を、その者の第三十五条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定によつて所得割の額から控除すべき金額の合計額が当該所得割の額をこえることとなる

場合においては、当該所得割の額から控除すべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該所得割の額に相当する金額とするものとする。

3 第一項の規定による控除をする場合において、所得割の納税義務者の扶養親族であるかどうか、当該納税義務者の扶養親族が障害者であるかどうか又は所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年中途において死亡した者については、また、その者と所得割の納税義務者との間の関係においては、死亡当時）の現況によるものとする。

4 第三十四条第七項の規定は、第一項の規定による控除について準用する。

5 所得税法第八条第七項の規定は、第一項の勤労学生の意義について準用する。この場合において、所得税法第八条第七項第二号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二十三条第一項第十号に規定する合計所得金額」と読み替えるものとする。

(賦課制限)

第三十七条の三 所得割の納税義務者の当該年度分の道府県民税の所得割の額及び当該年度分の市町村民税の所得割の額並びに前年の所得割額の合計額が、当該市町村民税の所得割に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の八十をこえることとなるときは、当該道府県民税の所得割の額は、当該道府県民税の所得割の額から、そのこえる金額に当該道府県民税の所得割の額を当該道府県民税の所得割の額と当該市町村民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を控除した金額とする。

2 第三十三条の規定によつて所得割を算定して課税する場合における前項の規定の適用については、同項の市町村民税の所得割に係る課税総所得金額は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、第一款及び第三十三条を除く本款の規定を適用して計算した課税総所得金額によるものとする。

3 第一項の「所得税額」とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定によつて納付すべき所得税額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三条又は同法附則第四条第三項の規定によつて徴収される所得税額、所得税法第五十四第一項の規定によつてあわせて納付しなればならない利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなればならない利子税額、同法第五十六第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条第一項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

第三項又は同法附則第四条第三項の規定によつて徴収される所得税額、所得税法第五十四第一項の規定によつてあわせて納付しなればならない利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなればならない利子税額、同法第五十六第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条第一項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

第四十五條の次に次の一條を加える。

第四十五條の次に次の一條を加える。

(個人の道府県民税の申告)

第四十五條の二 第二十四條第一項第二号の者は、三月二十日までに、自治省令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、第三百七十七條の二第一項の市町村民税に関する申告書とあわせて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百七十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給（一時恩給を除く。）及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下本節において「給与」と総称する。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの及び第三百七十七條の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一 前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額

二 第三十二條第二項ただし書に規定する青色専従者給与額

三 第三十二條第三項に規定する純損失の金額の控除に関する事項

三 第三十二條第三項に規定する純損失の金額の控除に関する事項

四 第三十二條第四項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項

五 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

六 第三十七條の二第一項の規定による控除に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

2 市町村長は、第三百七十七條の六第一項の給与支払報告書が二月末日までに提出されなかつた場合において、道府県民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、同項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、その者に、前項の道府県民税に関する申告書を、第三百七十七條の二第二項の市町村民税に関する申告書とあわせて

昭和三十六年四月二十九日 衆議院會議録第三十六号 地方税法の一部を改正する法律案(参議院回付)

て同項の期限までに提出させることができる。

3 第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの(前項の規定によつて第一項の道府県民税に關する申告書を提出する義務を有する者を除く)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除又は第三百十二条第四項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合においては、三月二十日まで、自治省令の定めるところによつて、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に關する事項又は第一項第四号に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の二第三項の市町村民税に關する申告書とあわせて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

4 第二項ただし書に規定する者(第二項の規定によつて第一項の道府県民税に關する申告書を提出する義務を有する者を除く)は、

前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、三月二十日まで第一項の道府県民税に關する申告書を、第三百十七条の二第四項の市町村民税に關する申告書とあわせて提出することができる。

第二百九十二条を次のように改める。

(市町村民税に關する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 均等割 均等の額によつて課する市町村民税をいう。

二 所得割 所得によつて課する市町村民税をいう。

三 法人税割 法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。

四 法人税額 法人税法その他の法人税に關する法令の規定によつて計算した法人税額で法人税法第十条及び第十二条の三の規定による控除前のものをいい、同法第四十二条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同条第六項

の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三条の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

五 給与所得 所得税法第九条第一項第五号に規定する給与所得(同条第二項において給与所得とみなされるものを含む)をいう。

六 扶養親族 市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、当該年度の初日の属する年の前年(以下本節において「前年」という。)の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。この場合において、扶養親族と生計を一にする納税義務者が二人以上あるときは、政令の定めるところによつて、いずれか一人の納税義務者の扶養親族であるものとする。

七 障害者 心神喪失の状況にある者及び失明者その他の身体障害者で政令で定めるものをいう。

八 老年者 所得税法第八条第五項に規定する老年者をいう。

九 寡婦 女子で、離婚し、若しくはその配偶者が死亡した後、婚姻をしていないもの又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族を有し、かつ、老年者でないものをいう。

十 合計所得金額 第三百十三条第三項及び第四項の規定による控除前の同条第一項の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をいう。

2 市町村民税について所得税法その他の所得税に關する法令を引用する場合においては、これらの法令は、前年の所得について適用されたものをいうものとする。

第三百十三条から第三百十五条までを次のように改める。

(所得割の課税標準)

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した

七 障害者 心神喪失の状況にある者及び失明者その他の身体障害者で政令で定めるものをいう。

八 老年者 所得税法第八条第五項に規定する老年者をいう。

九 寡婦 女子で、離婚し、若しくはその配偶者が死亡した後、婚姻をしていないもの又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族を有し、かつ、老年者でないものをいう。

十 合計所得金額 第三百十三条第三項及び第四項の規定による控除前の同条第一項の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をいう。

2 市町村民税について所得税法その他の所得税に關する法令を引用する場合においては、これらの法令は、前年の所得について適用されたものをいうものとする。

第三百十三条から第三百十五条までを次のように改める。

(所得割の課税標準)

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した

総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額による。

2 前項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に關する法令の規定(所得税法第七十条の規定を除く)による所得税法第九条第一項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、所得割の納税義務者が所得税法第十一条の二第二項に規定する青色事業専従者を有する場合においては、その者が第三百十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によつて当該納税義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において、同項の規定による計算の例によつて算定した同項の青色事業専従者給与額のうち、八万円をこえる部分の金額

総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額による。

2 前項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に關する法令の規定(所得税法第七十条の規定を除く)による所得税法第九条第一項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、所得割の納税義務者が所得税法第十一条の二第二項に規定する青色事業専従者を有する場合においては、その者が第三百十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によつて当該納税義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において、同項の規定による計算の例によつて算定した同項の青色事業専従者給与額のうち、八万円をこえる部分の金額

係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要な経費に算入せず、また、当該青色事業専従者の受ける給与所得の収入金額に算入しないものとし、所得割

の納税義務者が事業専従者（所得の納税義務者が事業専従者である事業専従者をいう。以下本項において同じ。）を有する場合においては、当該納税義務者及び事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得税法第十一条の二第三項の規定による計算の例によらないものとする。

所得額の納税義務者が所得税法第十一條の二第二項に規定する青色事業専従者を有する場合には、前項の規定にかかわらず、第三百十四條の二第一項本文の規定による控除をする市町村は、その者が第三百十七條の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第十一條の二第二項の規定による計算の例によつて当該納税義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において、同項の規定による計算の例によつて算定した同項の青色専従者給与額（以下本節において「青色専従者給与額」という。）のうち八万円をこえる部分の金額については、これを同項の事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算

上必要な経費に算入せず。また、当該青色事業専従者の受ける給与所得の収入金額に算入しないものとし、第三百十四条の二第二項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によらないものとする。

4 所得割の納税義務者（前項の規定に被当する者を除く。）が所得税法第十一條の第二項に規定する事業を運営している場合において、その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除又は第三百十四條の七第二項の規定による控除の対象とされた者を除く。）でもつばら当該事業に従事するもの（以下本節において「事業専従者」という。）があるときは、第三百十四條の二第二項本文の規定による控除をする市町村は、その者が第三百十七條の二第二項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、各事業専従者について、次の各号に掲げる金額のうちいすれか低い金額を当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上控除するものとし、第三百十四條の二第二項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び事業専従者の遡り所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得税法第十一條の二三項の規定による計算の例によらないものとする。

一 五万円

二 当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額（本項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

五 前項の規定による控除額（以下本節において「事業専従者控除額」という。）に相当する金額

額は、事業専従者の給与所得の収入金額とみなす。

6 第四項の欄合において、同項に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時）の現況によるものとする。

13 前○項の規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間に於ける総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上生じた同項^{第二項}の規定により所得税法第九条の三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額は、当該純損失の金額の生じた年に所得税法第二十六条の三(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による青色申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告について連続して当該青色申告書を提出している場合において、第三百七条の二第二項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出していると

きに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除するものとする。

14 前項の規定の適用がない場合において、所得割の納税義務者の前年前三年内の各年における総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額のうち、当該年に生じた第三百十四条の四に規定する変動所得の計算上の損失の金額若しくは被災たな卸資産の損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額又は当該納税義務者の前年前三年内の各年に生じた雑損失の金額（第三百十四条の二第一項第一号に掲げる金額をいう。）で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額は、当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の市町村民税

について連続してこれらの申告書
を提出している場合に限り、当該
納税義務者の総所得金額、退職所
得の金額又は山林所得の金額の計
算上控除するものとする。

15 前項の「被災たな卸資産の損失の金額」とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害による商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産の損失の金額（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）で同項の変動所得の計算上の損失の金額に該当しないものをいう。

161
 前四項に定めるもののほか、総
 所得金額、退職所得の金額又は山
 林所得の金額の算定について必要
 な事項は、政令で定める。
 （世帯員が資産所得を有する場合
 の所得の計算等）

第三百十四条 生計を一にする次の各号の一に掲げる親族のうち世帯員が資産所得を有する場合においては、主たる所得者及び世帯員に課すべき所得割の額は、政令で定めるもののほか、所得税法第十一条の三第一項の規定の例によつて算定するものとする。この場合に

おいては、同条第二項、第五項、第七項及び第八項の規定を準用する。

一 夫と妻

二 父又は母とその世帯に属する子

三 祖父又は祖母とその世帯に属する孫

2 前項の規定を適用する場合においては、所得税法第十一条の第三項及び第四項の規定は、第二百九十二条第一項第六号、次条第一項本文、第三百十四条の四及び第三百十四条の七第七項の規定の適用について準用する。

(所得控除)

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合において、それぞれ当該各号に掲げる金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除するものとする。ただし、市町村は、財政上特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該総所得金額(総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税

法第九条第一項第五号の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五の金額(その金額が二万円をこえるときは、二万円)を控除した金額によるものとする。)、退職所得の金額又は山林所得の金額から第六号に規定する金額のみを控除することができ。

一 前年中に震災、風水害、火災その他政令で定める災害又は盗難により資産(商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産を除く。)について損失を受け、当該損失額(保険金、損害賠償金等により求められた金額を除く。)が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一をこえる所得割の納税義務者。そのこえる金額

二 前年中に自己又はその扶養親族に係る政令で定める医療費又は歯科治療費(保険金、損害賠償金等により求められた金額を除く。)を支出し、その支出した金額が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五をこえる所

得割の納税義務者。そのこえる金額(その金額が十五万円をこえる場合においては、十五万円)

円)

三 前年中に自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料(所得税法第八条第八項に規定する社会保険料をいう。)を支払つた、又は給与から控除される所得割の納税義務者。その支払つた、又は給与から控除される金額

四 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険金受取人とする生命保険契約のために生命保険料(保険期間が五年に満たない生命保険契約について支払つた保険料で政令で定めるものを除く。)を支払つた所得割の納税義務者。その支払つた生命保険料の金額

(その年中において生命保険契約に基づく剰余金の分配を受け、又は生命保険契約に基づき分配を受ける剰余金をもつて保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金の額を控除した残額とし、その金額が一万五千元をこえる場合において

は、一万五千元とその他の金額(その金額が一万五千元をこえるときは、一万五千元)の百分の一の金額との合計額とする。)

五 扶養親族を有する納税義務者。扶養親族の数の区分に応ずる次に掲げる金額

イ 扶養親族が一人の場合。七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)

ロ 扶養親族が一人をこえる場合。イに掲げる金額にそのこえる扶養親族一人ごとに三万円を加算して得た金額

六 所得割の納税義務者。九万円

七 扶養親族と生計を一にする市町村民税の納税義務者が二人以上ある場合において、第二百九十二条

第一項第六号後段の規定によつてこれらの納税義務者と生計を一にする扶養親族の一部を一の納税義務者の扶養親族とし、他の扶養親族を他の納税義務者の扶養親族としたときは、前項第五号の規定によつて控除すべき金額は、同号に掲げる金額によらず、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、各

扶養親族について当該各号に掲げる金額とする。

一 政令で定める第一順位の扶養親族。七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)

二 政令で定める第二順位以下の扶養親族。三万円

三 第一項第五号及び前項の場合において、その扶養親族が第三百十三条第三項ただし書に規定する青色専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額で第一項第五号又は前項の規定によつてその金額が七万円若しくは五万円又は三万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、これらの金額から当該青色専従者給与額のうち第三百十三条第三項ただし書の規定によつて必要な経費に算入された金額を控除した金額とする。

四 第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金

額は、第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金

額は、第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金

額は、第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金

額は、第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金

額は、第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金

額は、第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金

額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定によつて控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第五号及び前二項の規定によつて控除すべき金額を扶養控除額と、第一項第六号の規定によつて控除すべき金額を基礎控除額という。

5 第一項第五号の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日(前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時)の現況によるものとする。

6 第一項本文の規定による控除にあつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次控除するものとする。

7 第一項ただし書の規定による控除にあつては、総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次控除するものとする。

8 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額の控除に関する規定は、第三百七条の二第一項

若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によつて記載すべき雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項(以下本項において「控除に関する事項」と総称する)の記載がない場合又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合においては、適用しない。ただし、第三百七条の二第一項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に控除に関する事項の記載がないこと若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額(同条第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する総所得金額をいう)、退職所得の金額又は山林所得の金額をいう。

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)
第三百十四条の四 前年において、

十万円以下の金額	百分の二
十万円をこえる金額	百分の三
二十万円をこえる金額	百分の四
五十万円をこえる金額	百分の五
百万円をこえる金額	百分の六
百万円をこえる金額	百分の七
二百五十万円をこえる金額	百分の八
四百万円をこえる金額	百分の九
六百万円をこえる金額	百分の十
千万円をこえる金額	百分の十一
二千万円をこえる金額	百分の十二
三千万円をこえる金額	百分の十三
五千万円をこえる金額	百分の十四

計額と、当該区分により課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順

次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもののうち政令で定めるもの(以下本条において「臨時所得」という。)(金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合において、自治省令の定めるところによつて、所得割の納税義務者が当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納税義務者の総所得金額に對する所得割の額は、前条の規定によつて計算した金額によらず、所得税法第十四条の規定の例によつて計算した金額によるものとする。

(簡易税額表)

第三百十四条の五 市町村が、所得割の納税義務者で課税総所得金額(前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額。以下本条において同じ。)、課税退職所得金額又は課税山林所得金額がそれぞれ百万円以下のものに對して課する所得割の額について、所得税法別表第一及び別表第二の例によつて当該市町村の条例

で簡易税額表を定めた場合においては、当該納税義務者の総所得金額(前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額)、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する所得割の額は、前二条の規定によつて計算した金額によらず、その者の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に応じ、当該簡易税額表に定める金額によるものとする。

(法人税割の税率)

第三百十四条の六 法人税割の標準税率は、百分の八・一とする。ただし、標準税率をこえて課税する場合においても、百分の九・七をこえることができない。

2 法人税割の税率は、第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第二項の規定によつて申告納付するものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。

(税額控除)

第三百十四条の七 第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は、所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合においては当該障害者一人について、所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においてはそれぞれ当該納税義務者について千円を標準として当該市町村の条例で定める金額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、所得割の納税義務者が扶養親族(青色申告者給付額の支給を受ける者族)を有する場合においては、当該扶養親族の数に応じて当該市町村の条例で定める金額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3 前項に規定する市町村は、所得割の納税義務者が青色申告者給付額の支給を受ける者又は事業専従者を有する場合においては、当該青色申告者給付額の支給を受ける者又は事業専従者の数に応じて当該市町村の条例で定める金額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

る金額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該市町村の条例で定める金額は、前項の規定によつて控除すべき金額をこえるように定めるものとする。

13 前項に規定する市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合においては当該障害者一人について、所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においては当該納税義務者について当該市町村の条例で定める金額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除することができる。

14 前項の規定によつて所得割の額から控除すべき金額の合計額が当該所得割の額をこえることとなる場合においては、当該所得割の額から控除すべき金額は、これらの規定にかかわらず、当該所得割の額に相当する金額とするものとする。

15 第一項から第三項までの規定による控除をする場合において、所得割の納税義務者の扶養親族であるかどうかが、当該納税義務者の扶養親族が障害者であるかどうか又は所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日(前年の中途において死亡した者については、また、その者と所得割の納税義務者との間の関係においては、死亡当時)の現況によるものとする。

16 第三百十四条の二第八項の規定は、第一項から第三項までの規定による控除について準用する。

17 所得税法第八條第七項の規定は、第一項及び第三項の勤労学生の意義について準用する。この場合において、所得税法第八條第七項第二号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二百九十二条第一項第十号に規定する合計所得金額」と読み替へるものとする。

(賦課制限)

第三百十四条の八 所得割の納税義務者の当該年度分の市町村民税の所得割の額及び当該年度分の道府県民税の所得割の額並びに前年の所得税額の合計額が、当該市町村民税の所得割に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の八十をこえることとなるときは、当該市町村民税の所得割の額は、当該市町村民税の所得割の額から、そのこえる金額に当該市町村民税の所得割の額を当該市町村民税の所得割の額と当該道府県民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を控除した金額とする。

2 第三百十四条の規定によつて所得割を算定して課する場合における前項の規定の適用については、同項の市町村民税の所得割に係る課税総所得金額は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、第一款、第三百十四条を除く第二款、第三款及び第四款の規定を適用して計算した課税総所得金額によるものとする。

3 第一項の「所得税額」とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定によつて納付すべき所得税額をいう。ただし、租税特別措置法第三条又は同法附則第四条第三項の規定によつて徴収される所得税額、所得税法第五十四条第一項の規定によつてあわせて納付しな

ければならない利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同法第五十六条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条第一項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

(所得の計算)

第三百十五條 市町村は、第二百九十四條第一項第一号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによつて、その者の第三百十三條第一項の総所得金額、退職所得の金額又

は山林所得の金額を算定するものとする。

一 その者が所得税法第二十六条第一項若しくは第二項の確定申告書若しくは同法第二十七条第一項若しくは第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の申告書を提出し、又は政府が同法第四十四条の規定によつて総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

二 その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

第三百十七條中「前二条」を「第三百十五條第一号ただし書又は前条」に、「所得税額等を算定して」を「自ら所得を計算して」に、「その算定に係る所得税額等」を「その算定に係る総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同条の次の一款を加える。

第三款 申告義務

(市町村民税の申告等)

第三百十七條の二 第二百九十四條第一項第一号の者は、三月二十日までに、自治省令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給（一時恩給を除く。）及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下本節において「給与」と総称する。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一 前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額

二 第三百十三條第二項ただし書に規定する青色専従者給与額

三 第三百十三條第三項に規定する純損失の金額の控除に関する事項

四 第三百十三條第四項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項

五 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

六 第三百十四條の七第一項から第三項までの規定による控除に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項

2 市町村長は、第三百十七條の六第一項の給与支払報告書が二月末日までに提出されなかつた場合において、市町村民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、同項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者か

ら一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、その者に前項の申告書を市町村長の指定する期限までに提出させることができる。

3 第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの（前項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除又は第三百十三條第四項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合においては、三月二十日までに、自治省令の定めるところによつて、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項又は第一項第四号に掲げる事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

4 第一項ただし書に規定する者（第二項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する

者を除く)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、三月二十日までに第一項の申告書を提出することができ。

5 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、第二百九十四条第一項第一号の者のうち前年中において給与所得又は退職所得(所得税法第九條第一項第六号に規定する退職所得(同条第二項において退職所得とみなされるものを含む)をいう)の支払を受けたものに、所得税法第六十二条第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る源泉徴収票又はその写を提出させることができる。

6 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、第二百九十四条第一項第二号の者に、賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

7 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、新たに第二百九十四条第一項第三号又は第四号の者に該当することとなつた者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第三百七条の三 第二百九十四条第一項第一号の者は、所得税法第二十七條第一項及び第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む)の申告書を提出した場合又は所得税法第四十四條第七項の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合においては、第三百十六條の規定を適用して市町村民税を課していた場合を除き、その申告書を提出し、又はその通知を受けた日から十日以内に、自治省令の定めるところによつて、当該申告又は通知に係る總

所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額その他市町村民税の賦課徴収について必要な事項を市町村長に申告しなければならない。

(市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪)

第三百七条の四 第三百七条の二第一項から第四項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者又は同条第六項若しくは第七項若しくは前条の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

3 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社團又は財団で代表者又

は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

第三百七条の五 市町村は、市町村民税の納税義務者が第三百七条の二第一項若しくは第二項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第六項若しくは第七項若しくは第三百七条の三の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

6 異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第二項の期間に算入しない。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立てをすることができる。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

3 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

8 第二項の規定による異議の申立て又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。ただし、市町村長は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

4 第二項の規定による異議の申立てに対する市町村長の決定は、その申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

(給与支払報告書の提出義務)

第三百七条の六 一月一日現在において給与の支払をする者(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。)で、当該給与の支払をする際所得税法第三十八條第一項の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、

の申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

二月末日までに、自治省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によつて市町村長の提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、四月十五日までに、自治省令の定めるところによつて、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

第三百七十七条の七 前条の規定によつて提出すべき給与支払報告書若しくは届出書を提出しなかつた者又は虚偽の記載した給与支払報告書若しくは届出書を提出した者

は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

第五条 昭和三十七年度分から昭和三十九年度分までの個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第三項中「同項の規定により所得税法第九条の第三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額で前年分の総所得金額、損失の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分

の金額」とあるのは「^{第二項}同項の規定により所得税法第九条の第三第一項

の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額(昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第九条の第三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額)で、前年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額から地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)による改正前の地方税法第三百十九條の三の規定によつて控除されたものとみなされた金額を控除した金額」と、「第四十五条の第二第一項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り」とあるのは「第四十五条の第二第一項第三号に掲げる事項を記載した昭和三十七年度分以後の道府県民税に係る同項の申告書を連続して提出しているときに限り」と読み替へるものとする。

第六条 昭和三十七年度分から昭和三十九年度分までの個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第四項中「同項の純損失の金額」とあるのは「同項の純損失の

金額(昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第九条の第三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額)と、「雑損失の金額(第三十四条第一項第一号に掲げる金額をいう。）」とあるのは「雑損失の金額(昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては所得税法第十一条の四に規定する雑損失の金額をいい、昭和三十三年から昭和三十八年までの間に係るものにあつては第三十四条第一項第一号に掲げる金額をいう。）」と、昭和三十五年までの間に係る純損失又は雑損失の金額については「当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について第四十五条の第二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出したときに限り」と読み替へるものとする。

第三十一条 昭和三十七年度分から昭和三十九年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百三十三條第三項中「同項の規定により所得税法第九条の第三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額で前年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額」とあるのは「^{第二項}同項の規定により所得税法第九条の第三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額(昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第九条の第三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額)で前年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額

申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告について連続して損失申告書又は確定申告書を提出している場合において、控除を受けようとする年度分の道府県民税について第四十五条の第二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出したときに限り」と読み替へるものとする。

第三十一条 昭和三十七年度分から昭和三十九年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百三十三條第三項中「同項の規定により所得税法第九条の第三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額(昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第九条の第三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額)で前年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額

昭和三十六年四月二十九日 衆議院會議録第三十六号 地方税法の一部を改正する法律案(参議院回付) 朗読を省略した議長の報告

七二八

の計算上控除されなかつた部分の金額から地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)による改正前の地方税法第三百九十九条の三の規定によつて控除されたものとみなされた金額を控除した金額」と、「第三百七条の二第二項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り」とあるのは「第三百七条の二第二項第三号に掲げる事項を記載した昭和三十一年度分以後の市町村民税に係る同項の申告書を連続して提出しているときに限り」と読み替へるものとする。

第三十二条 昭和三十一年度分から昭和三十一年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百三十三条第四項中「同項の純損失の金額」とあるのは「同項の純損失の金額(昭和三十一年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第九条の三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額)」と、「雑損失の金額(第三百三十四条の二第二項第一号に掲げる金額をいう。)」とあるのは「雑損失の金額(昭和三十一年から昭和三十

五年までの間に係るものにあつては所得税法第十一条の四に規定する雑損失の金額をいい、昭和三十六年から昭和三十一年までの間に係るものにあつては第三百三十四条の二第二項第一号に掲げる金額をいう。)」と、昭和三十五年までの間に係る純損失又は雑損失の金額については「当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について第三百三十七条の二第二項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書を提出している場合に限り」とあるのは「当該純損失又は雑損失の金額の生じた年に所得税法第二十六条の二第一項の規定による損失申告書又は同法第二十六条の規定による確定申告書を提出し、かつ、その後の年度の申告について連続して損失申告書又は確定申告書を提出している場合において、控除を受けようとする年度分の市町村民税について第三百三十七条の二第二項第四号に掲げる事項を記

載した同項又は同条第三項の申告書を提出したときに限り」と読み替へるものとする。

〇議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

〇議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十八分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
農林大臣 周東 英雄君
自治大臣 安井 謙君

〇朗読を省略した議長の報告
(法律公布案上及び通知)

一、去る二十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。経済企画庁設置法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

新技術開発事業団法

鉱工業技術研究組合法

(報告書受領)

一、昨二十八日、内閣を經由して日本銀行政策委員会議長山際正道君から清瀬議長宛、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。

(政府委員自然消滅通知受領)

一、去る二十七日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員は自然消滅になつた旨の通知を受領した。

運輸省港湾局長 中道 峰夫
(四月二十一日付)

(理事補欠選任)

一、昨二十八日、議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。

理事 福永 健司君(理事長谷川 峻君昨二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 天野 公義君(理事田邊國男君昨二十八日理事辞任につきその補欠)

理事 塚原 俊郎君(理事小泉純也君昨二十八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

宇野 宗佑君 尾関 義一君
飯谷 忠男君 田澤 吉郎君
藤井 勝志君 井手 以誠君
横路 節雄君

社会労働委員

浦野 幸男君 倉石 忠雄君
松浦周太郎君 森 清君
八百板 正君 菅 太郎君
小島 徹三君 永田 亮一君
松浦 東介君

農林水産委員

松浦 東介君 森 清君
商工委員 堀 昌雄君
通信委員 田邊 誠君 松井 政吉君
建設委員 木村 公平君 久保田藤磨君
予算委員 今松 治郎君 江崎 真澄君

島村 一郎君 高橋 等君 辻 寛一君 成田 知巳君 渡辺 惣蔵君 決算委員 山花 秀雄君 安宅 常彦君 議院運営委員 井堀 繁雄君 一、昨二十八日、議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	法務委員 天野 公義君 通信委員 正力松太郎君 高崎達之助君 議院運営委員 小泉 純也君 長谷川 峻君 (常任委員補欠選任) 一、去る二十七日、議長において、次 の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 島村 一郎君 高橋 等君 今松 治郎君 江崎 真澄君 辻 寛一君 山花 秀雄君 柳田 秀一君 社会労働委員 小島 徹三君 永田 亮一君 菅 太郎君 松浦 東介君 田邊 誠君 松浦周太郎君 浦野 幸男君 倉石 忠雄君 森 清君 農林水産委員 森 清君 松浦 東介君	商工委員 渡辺 惣蔵君 通信委員 八百板 正君 成田 知巳君 建設委員 久保田藤麿君 木村 公平君 予算委員 北澤 直吉君 白井 莊一君 田中伊三次君 園田 直君 倉石 忠雄君 松井 政吉君 野原 覺君 決算委員 安宅 常彦君 山中 吾郎君 議院運営委員 佐々木良作君 一、昨二十八日、議長において、次の 通り常任委員の補欠を指名した。	法務委員 正力松太郎君 通信委員 長谷川 峻君 小泉 純也君 議院運営委員 高崎達之助君 天野 公義君 (議案提出) 一、去る二十七日議員から提出した議 案は次の通りである。	臨時医療報酬調査会設置法案 社会保険審議会及び社会保険医療協 議会法の一部を改正する法律案 (議案受領) 一、昨二十八日参議院から受領した同 院提出案は次の通りである。	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為 の防止等に関する法律案 引揚者給付金等支給法の一部を改正 する法律案 一、昨二十八日参議院から受領した内 閣提出案は次の通りである。	社会福祉施設職員退職手当共済法 案 一、昨二十八日、参議院から、同院に おいて修正議決した次の内閣提出案 を受領した。	日本育英会法の一部を改正する法律 案 一、昨二十八日、予備審査のため参議 院から送付された次の議案を受領し た。
高等学校の定時制教育及び通信教育 振興法の一部を改正する法律案(矢 嶋三義君外六名提出、参法第一八 号(予) 文教委員会 付託 (議案送付) 一、去る二十七日参議院に送付した内 閣提出案は次の通りである。	日本開発銀行に関する外航船舶建造 融資利子補給臨時措置法案 防衛庁設置法の一部を改正する法律 案 自衛隊法の一部を改正する法律案 郵便法の一部を改正する法律案 一、去る二十七日、予備審査のため次 の本院議員提出案を参議院に送付し た。	離島振興法の一部を改正する法律案 (網島正興君外七名提出) 一、昨二十八日、予備審査のため参議 院から送付された次の議案を受領し た。	高等学校の定時制教育及び通信教育 振興法の一部を改正する法律案 裁判所職員臨時措置法の一部を改正 する法律案 (議案付託) 一、去る二十七日委員会に付託された 議案は次の通りである。	水産業改良助長法案(芳賀貢君外二 十四名提出、衆法第三三三号) 農林水産委員会 付託 一、昨二十八日、予備審査のため参議 院から送付された議案は次の委員会 に付託された。	裁判所職員臨時措置法の一部を改正 する法律案(千葉信君外一名提出、 参法第一九号)(予) 法務委員会 付託	水産業改良助長法案(芳賀貢君外二 十四名提出) (議案通知) 一、去る二十七日、次の内閣提出案 (参議院回付)に対する参議院の修正 に同意した旨参議院に通知した。	経済企画庁設置法の一部を改正する 法律案	案は次の通りである。

昭和三十六年四月二十九日 衆議院会議録第三十六号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十六年四月二十九日 衆議院會議録第三十六号 朗読を省略した議長の報告

(回付議案受領)

一、昨二十八日参議院から回付された
内閣提出案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十八日、参議院において次の
内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

市町村立学校職員給与負担法の一部
を改正する法律案

新技術開発事業団法案

鉱工業技術研究組合法案

(質問書提出)

一、去る二十七日議員から提出した質問
書は次の通りである。

鑓庭野演習場における対戦車ミサイルの
発射実験に関する再質問主意書
(西村関一君提出)

衆議院會議録第三十三号中正誤

ベジ段 行 誤 正

六七二 三 盲学教 盲学校

六六三 二 日本国の 日本国と

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九〇三三―三三